

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年12月22日提出
【計算期間】	第4期(自 2019年10月11日至 2020年10月12日)
【ファンド名】	先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆世界各国の公社債およびわが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

※ファンドは、「グローバル債券マザーファンド」、「茨城・栃木株式マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

ファンドの信託金は、300億円を上限とします。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 資産複合 (債券、株式) 資産配分固定型)		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

のをいう。

- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

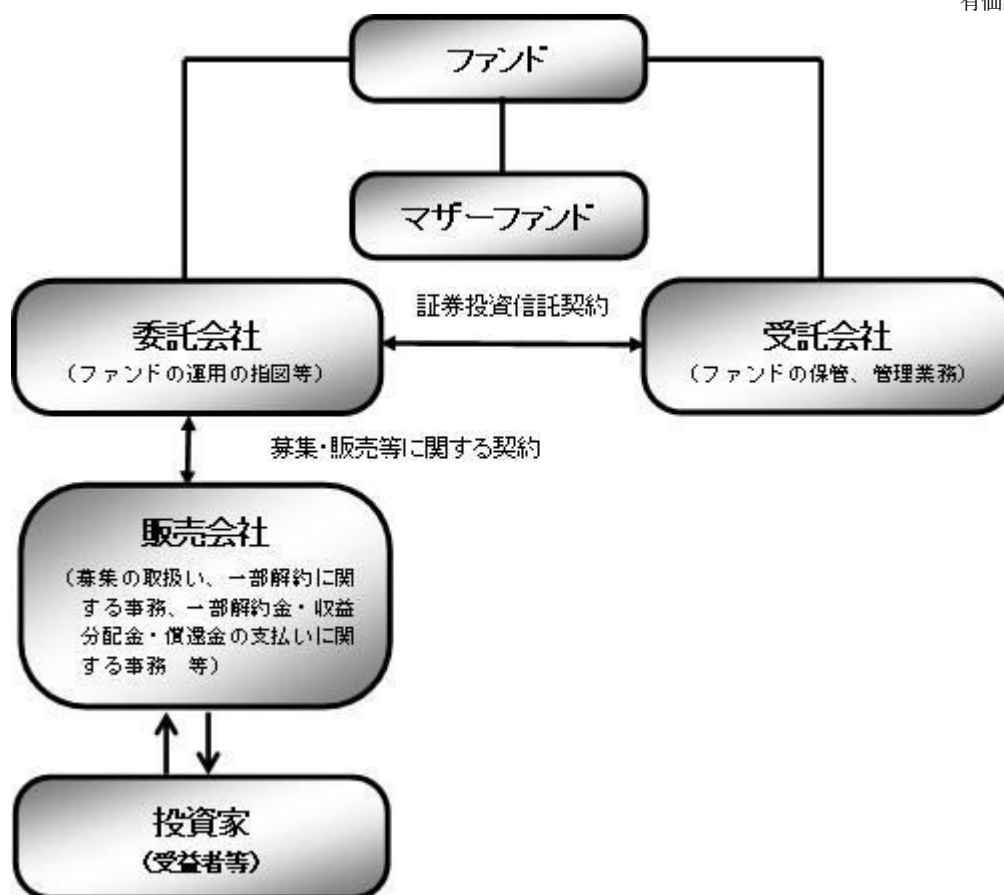
- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年11月22日

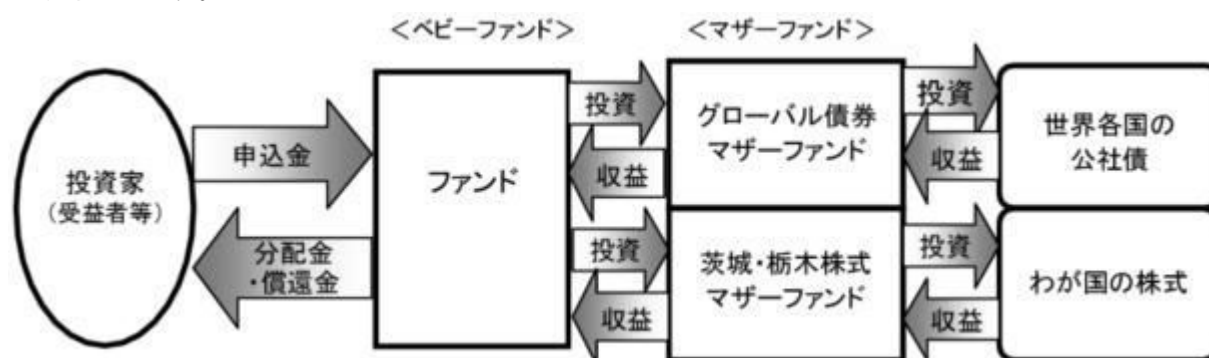
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンド	先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド
マザーファンド (親投資信託)	グローバル債券マザーファンド
	茨城・栃木株式マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

■委託会社の概況(2020年11月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の公社債およびわが国の株式に投資します。

◆マザーファンドの合計組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、マザーファンドへの投資比率は以下を基本とし、定期的にリバランスを行ないます。

グローバル債券マザーファンド	70%
茨城・栃木株式マザーファンド	30%

- 支払済みの分配金累計額を加算した基準価額（1万口あたり）が一定水準（11,000円）以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とします。

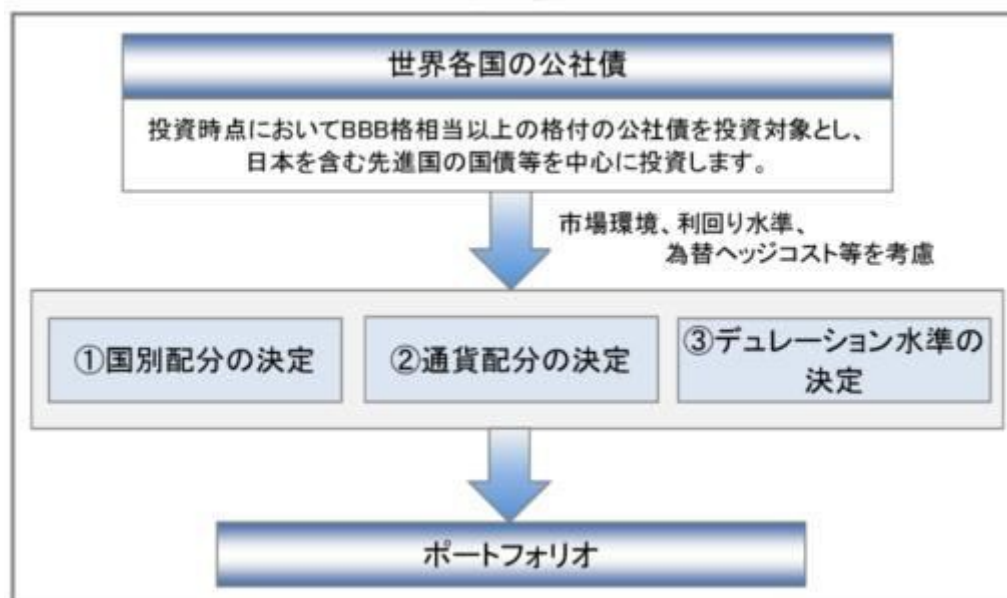
- ・市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行なうことができない場合があります。
- ・安定運用に切り替えた場合は繰上償還します。

- 実質組入外貨建資産については、グローバル債券マザーファンドの円建て資産の額と外貨建資産のうち為替ヘッジ（他通貨による代替ヘッジを含みます。）を行なった資産の額との合計額（実質的な円建て資産の額）が、原則として当該マザーファンドの純資産総額の90%±10%程度となるよう、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

■「グローバル債券マザーファンド」について■

- 世界各国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 投資する公社債は、投資時点においてBBB格相当以上の格付（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）を有する公社債とし、日本を含む先進国の国債等（国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、地方債）を中心に投資します。
- 市場環境、利回り水準、為替ヘッジコスト等を勘案して国別配分、通貨配分、デュレーションの水準を決定し、ポートフォリオを構築します。なお、ポートフォリオのデュレーションは、原則として0～8年の範囲内で調整します。
- 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。

■ポートフォリオ構築プロセス■

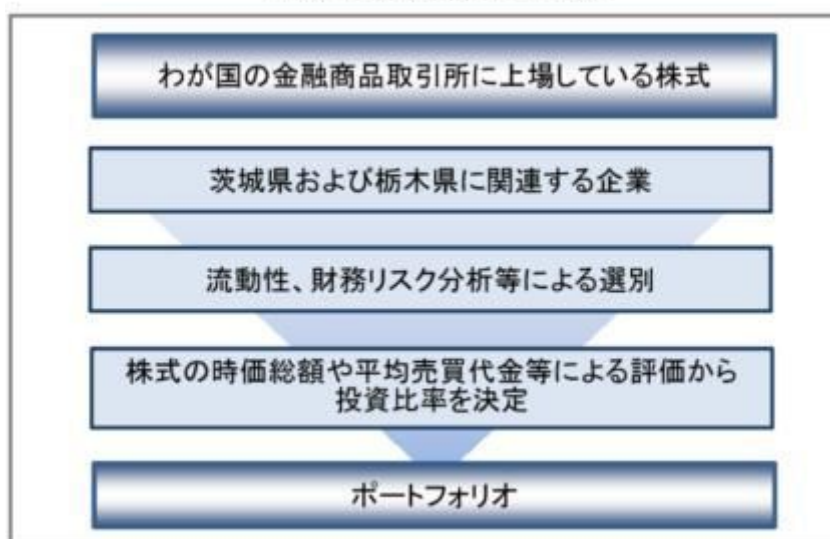


*上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■「茨城・栃木株式マザーファンド」について■

- わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。
- 茨城県および栃木県に関連する企業[※]の株式に投資することを基本とし、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
[※]当ファンドにおいて、茨城県および栃木県に関連する企業とは、茨城県あるいは栃木県に本社の所在地または生産・製造拠点の所在等がある等、当該地域にて重要な活動を行なっている企業をいいます。
- ファンドは、野村證券株式会社の金融工学等研究部門の発表する野村日本株地域別インデックスの茨城・栃木インデックスをベンチマークとします。
- 株式の投資にあたっては、茨城県および栃木県に関連する企業の株式の中から、流動性や財務リスク等を勘案して組入銘柄を決定し、個別銘柄の時価総額や売買代金等を考慮してポートフォリオを構築します。
[◆]「株式会社めぶきフィナンシャルグループ」が発行する普通株式については、当ファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率が、ベンチマークにおける当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。
- 当初ポートフォリオ構築後は、定期的にリバランスを行ない、組入銘柄の見直しを行ないます。
- 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

■ポートフォリオ構築プロセス■



*上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■指数の著作権等について■

野村日本株地域別インデックスの知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

グローバル債券マザーファンド受益証券および茨城・栃木株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に世界各国の公社債およびわが国の株式に投資します。なお、公社債および株式等に直接投資する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限④および⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるグローバル債券マザーファンドおよび茨城・栃木株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

（グローバル債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資する公社債は、投資時点においてBBB格相当以上の格付（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）を有する公社債とし、日本を含む先進国の国債等（国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、地方債）を中心に投資します。
- ② 市場環境、利回り水準、為替ヘッジコスト等を勘案して国別配分、通貨配分、デュレーションの水準を決定し、ポートフォリオを構築します。なお、ポートフォリオのデュレーションは、原則として0～8年の範囲内で調整します。
- ③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。
- ④ 邦貨建資産の額と外貨建資産のうち為替ヘッジ（他通貨による代替ヘッジを含みます。）を行なった資産の額との合計額（実質的な邦貨建資産の額）については、原則として信託財産の純資産総額の90%±10%程度に維持することを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものにより、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（茨城・栃木株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

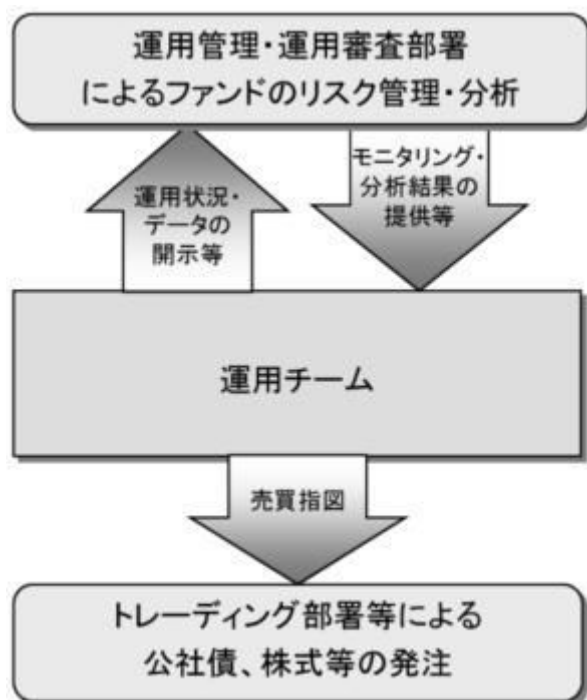
- ① 茨城県および栃木県に関連する企業の株式に投資することを基本とし、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- ② 株式の投資にあたっては、茨城県および栃木県に関連する企業の株式の中から、流動性や財務リスク等を勘案して組入銘柄を決定し、個別銘柄の時価総額や売買代金等を考慮してポートフォリオを構築します。
- ③ 当初ポートフォリオ構築後は、定期的にリバランスを行ない、組入銘柄の見直しを行ないます。
- ④ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

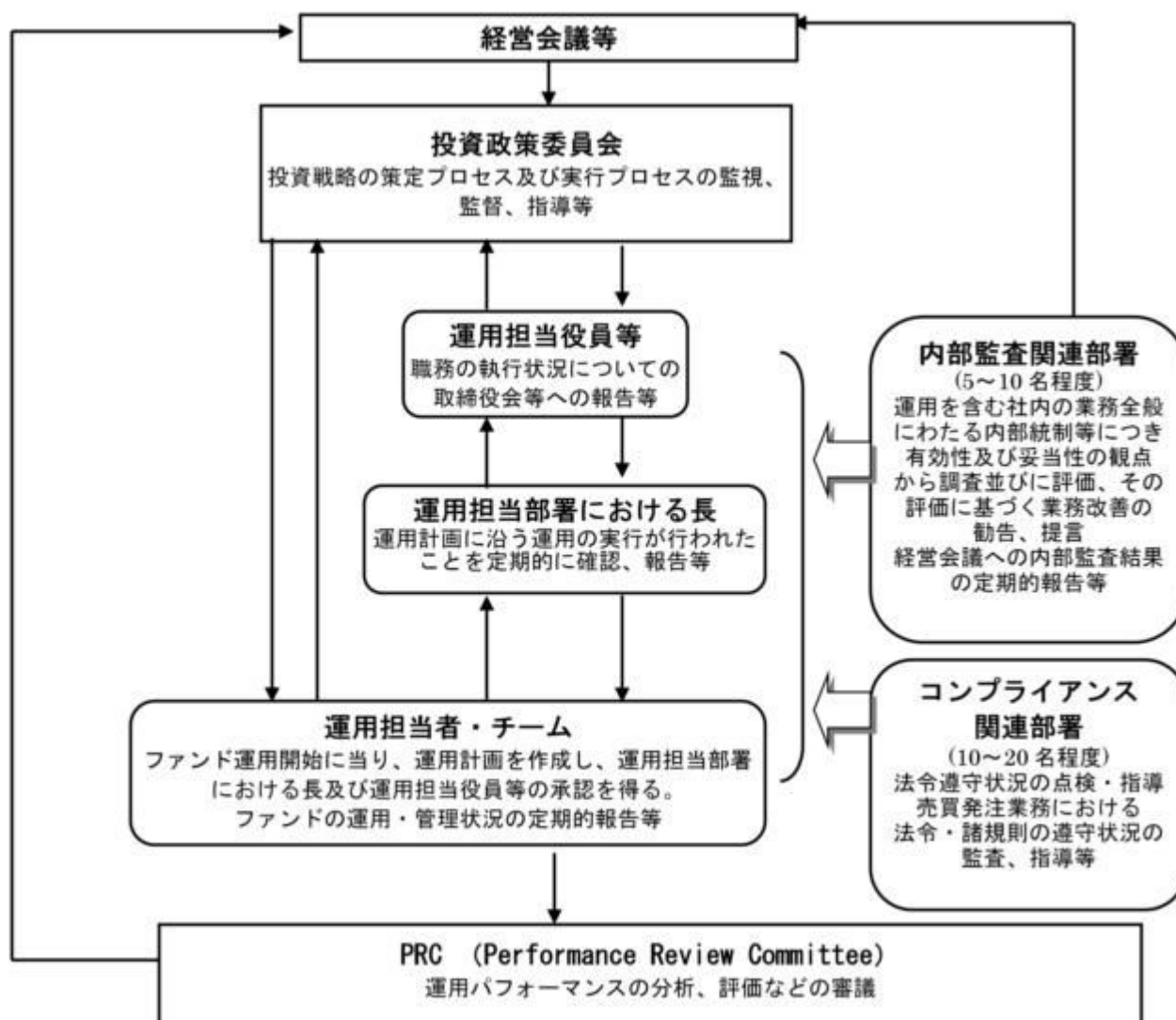


※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎計算期末に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年10月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5) 【投資制限】

①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii)上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債[※]の新

株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ii) 上記(i)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (iii) 上記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (iv) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩資金の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑪同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

【株価変動リスク】

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、特定の地域の企業の株式に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い地域の企業の株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

【為替変動リスク】

ファンドが投資対象とするグローバル債券マザーファンドでは、原則として常時80%以上の為替ヘッジを実質的に行ない、実質組入外貨建資産について為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合

などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ◆投資方針に記載されているとおり、基準価額に支払済みの分配金累計額を加算した額（1万口あたり）（「分配金込基準価額」といいます。）が一定水準（11,000円）以上となった場合には安定運用に切り替えられますが、分配金込基準価額および支払済みの分配金累計額を加算した償還価額（1万口あたり）（「分配金込償還価額」といいます。）が11,000円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。

また、株式および債券売却の際に発生する売買委託手数料等や市場インパクト、安定資産に切り替わるまでの株式および債券の価格変動の影響、またはファンドが組み入れている銘柄について速やかに売却できない場合等により、分配金込基準価額が11,000円以上となった日の翌営業日以降（安定運用への切り替え完了後も含みます。）の分配金込基準価額および分配金込償還価額が11,000円を下回る場合があります。

- ◆ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

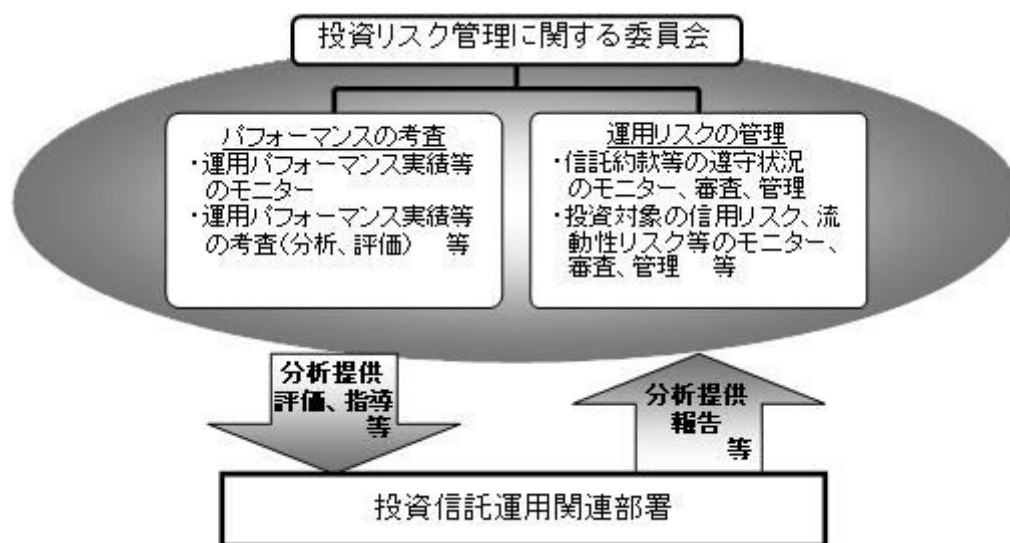
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入価額に1.62%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.5%）

以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.001%（税抜年0.91%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.43%	年0.43%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期末までに区分した各期間（以下「半期」といいます。）の末日（以下「半期末」といいます。）に当該半期末の受益権口数に対応する金額、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額がファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、

信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> ^(注1) の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	特定公社債、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金ならびに換金(解約)時および償還時の元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※ファンドは単位型投信であり、分配金に対する課税は、原則として、分配時の分配金の全額が対象となります。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2020年10月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年10月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,014,060,298	99.59
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	20,420,715	0.40
合計（純資産総額）		5,034,481,013	100.00

（参考）グローバル債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,591,653,000	17.21
	メキシコ	269,873,478	2.91
	イタリア	1,098,980,910	11.88
	スペイン	708,438,736	7.66
	イギリス	65,170,212	0.70
	ノルウェー	251,517,966	2.72
	ポーランド	697,678,770	7.54

	ニュージーランド	85,710,411	0.92
	シンガポール	161,716,225	1.74
	小計	4,930,739,708	53.33
地方債証券	カナダ	815,373,429	8.82
特殊債券	アメリカ	228,351,946	2.47
	フランス	325,545,934	3.52
	スウェーデン	557,676,862	6.03
	オーストラリア	953,302,903	10.31
	小計	2,064,877,645	22.33
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,433,313,054	15.50
合計（純資産総額）		9,244,303,836	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	1,362,650,350	14.74
	買建	ドイツ	1,099,113,432	11.88
	売建	日本	455,640,000	△4.92
	売建	アメリカ	22,544,568	△0.24
	売建	カナダ	83,170,311	△0.89
	売建	ドイツ	193,810,530	△2.09
	売建	イギリス	202,586,917	△2.19
	売建	オーストラリア	176,210,413	△1.90

（参考）茨城・栃木株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,420,430,790	95.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	59,313,468	4.00
合計（純資産総額）		1,479,744,258	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	グローバル債券マザーファンド	3,349,480,515	1.0021	3,356,514,425	1.0552	3,534,371,839	70.20

2	日本	親投資信託 受益証券	茨城・栃木株式マザーファンド	1,278,127,718	1.0613	1,356,476,948	1.1577	1,479,688,459	29.39
---	----	---------------	----------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.59
合 計	99.59

（参考）グローバル債券マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,500,000	12,629.76	442,041,759	12,625.12	441,879,313	1.45	2022/9/15	4.78
2	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	12,000,000	2,849.93	341,991,884	2,857.47	342,896,829	2.5	2024/4/25	3.70
3	オーストラリア	特殊債券	INTER-AMERICAN DEVEL BK	4,000,000	8,518.64	340,745,987	8,543.21	341,728,765	3.1	2028/2/22	3.69
4	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000	16,604.07	332,081,560	16,601.85	332,037,150	5.9	2026/7/30	3.59
5	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000	12,498.58	312,464,656	12,501.63	312,540,993	1	2022/7/15	3.38
6	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,500,000	12,365.45	309,136,340	12,380.11	309,502,760	0	2023/4/30	3.34
7	日本	国債証券	ハンガリー円貨 債券（2018）第6回	300,000,000	100.01	300,045,000	100.02	300,063,000	0.37	2021/3/22	3.24
8	日本	国債証券	メキシコ合衆 国 第22回円 貨社債（2016）	300,000,000	99.82	299,463,000	99.84	299,520,000	0.7	2021/6/16	3.24
9	スウェーデン	特殊債券	AFRICAN DEVELOPMENT BANK	25,000,000	1,181.35	295,338,140	1,181.43	295,358,650	0.375	2024/4/11	3.19
10	カナダ	地方債証券	ONTARIO (PROVINCE OF)	3,500,000	8,376.80	293,188,268	8,349.47	292,231,529	2.3	2024/9/8	3.16
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	54,000,000	503.31	271,791,828	499.76	269,873,478	5.75	2026/3/5	2.91
12	フランス	特殊債券	BPIFRANCE FINANCEMENT SA	2,100,000	12,399.29	260,385,270	12,477.84	262,034,783	0.05	2029/9/26	2.83
13	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	21,000,000	1,199.62	251,921,114	1,197.70	251,517,966	3	2024/3/14	2.72
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 46回	230,000,000	101.26	232,902,600	101.25	232,877,300	0.1	2027/3/20	2.51
15	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	7,700,000	2,982.07	229,619,390	2,976.79	229,212,984	3.25	2025/7/25	2.47
16	アメリカ	特殊債券	DEVELOPMENT BK OF JAPAN	2,100,000	10,883.10	228,545,247	10,873.90	228,351,946	2.5	2022/10/18	2.47
17	オーストラリア	特殊債券	KOMMUNALBANKEN AS	2,800,000	8,109.47	227,065,271	8,150.08	228,202,369	2.4	2029/11/21	2.46
18	カナダ	地方債証券	PROVINCE OF QUEBEC	2,500,000	8,625.81	215,645,278	8,615.52	215,388,027	2.75	2025/9/1	2.32
19	オーストラリア	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	2,500,000	8,395.14	209,878,656	8,430.68	210,767,014	3.1	2026/8/17	2.27

20	カナダ	地方債証券	PROVINCE OF ALBERTA	2,000,000	8,833.73	176,674,660	8,810.48	176,209,644	2.9	2028/12/1	1.90
21	オーストラリア	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	2,000,000	8,607.42	172,148,489	8,630.23	172,604,755	3.5	2027/7/19	1.86
22	シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT	1,800,000	8,941.87	160,953,688	8,984.23	161,716,225	2.875	2029/7/1	1.74
23	日本	国債証券	国庫債券 利付（20年）第153回	140,000,000	115.11	161,163,800	115.06	161,088,200	1.3	2035/6/20	1.74
24	スウェーデン	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	13,000,000	1,230.65	159,985,618	1,230.24	159,932,292	1.25	2025/5/12	1.73
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000	13,219.21	158,630,546	13,220.43	158,645,203	1.85	2025/7/1	1.71
26	日本	国債証券	国庫債券 利付（20年）第157回	160,000,000	98.64	157,838,400	98.65	157,846,400	0.2	2036/6/20	1.70
27	カナダ	地方債証券	PROVINCE OF ALBERTA	1,600,000	8,247.98	131,967,771	8,221.51	131,544,229	2.05	2030/6/1	1.42
28	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	4,200,000	2,960.43	124,338,068	2,989.73	125,568,957	2.75	2028/4/25	1.35
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000	12,374.00	123,740,034	12,392.32	123,923,244	0.3	2023/8/15	1.34
30	スウェーデン	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	8,000,000	1,278.06	102,245,280	1,279.82	102,385,920	1.75	2026/11/12	1.10

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	53.33
地方債証券	8.82
特殊債券	22.33
合 計	84.49

（参考）茨城・栃木株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	CYBERDYNE	精密機器	121,800	664.00	80,875,200	714.00	86,965,200	5.87
2	日本	株式	アダストリア	小売業	38,200	1,553.00	59,324,600	1,806.00	68,989,200	4.66
3	日本	株式	ケーズホールディングス	小売業	47,800	1,442.00	68,927,600	1,334.00	63,765,200	4.30
4	日本	株式	ナカニシ	精密機器	33,800	1,890.00	63,882,000	1,860.00	62,868,000	4.24
5	日本	株式	ジョイフル本田	小売業	36,900	1,609.00	59,372,100	1,622.00	59,851,800	4.04
6	日本	株式	めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	242,300	221.00	53,548,300	209.00	50,640,700	3.42
7	日本	株式	TKC	情報・通信業	7,700	6,930.00	53,361,000	6,460.00	49,742,000	3.36
8	日本	株式	カワチ薬品	小売業	13,800	2,808.00	38,750,400	2,968.00	40,958,400	2.76
9	日本	株式	コジマ	小売業	59,400	636.00	37,778,400	689.00	40,926,600	2.76
10	日本	株式	レオン自動機	機械	27,700	1,086.00	30,082,200	1,010.00	27,977,000	1.89
11	日本	株式	小松製作所	機械	11,500	2,456.50	28,249,750	2,341.00	26,921,500	1.81
12	日本	株式	元気寿司	小売業	11,900	2,435.00	28,976,500	2,243.00	26,691,700	1.80

13	日本	株式	花王	化学	3,400	7,785.00	26,469,000	7,420.00	25,228,000	1.70
14	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	15,600	1,497.00	23,353,200	1,435.00	22,386,000	1.51
15	日本	株式	栄研化学	医薬品	11,000	2,398.00	26,378,000	1,994.00	21,934,000	1.48
16	日本	株式	ファナック	電気機器	900	20,075.00	18,067,500	22,050.00	19,845,000	1.34
17	日本	株式	S U B A R U	輸送用機器	9,600	2,091.50	20,078,400	1,905.50	18,292,800	1.23
18	日本	株式	小野薬品工業	医薬品	6,100	3,342.00	20,386,200	2,972.00	18,129,200	1.22
19	日本	株式	信越化学工業	化学	1,300	14,110.00	18,343,000	13,890.00	18,057,000	1.22
20	日本	株式	ビジョン	その他製品	3,700	4,965.00	18,370,500	4,805.00	17,778,500	1.20
21	日本	株式	クボタ	機械	9,700	1,931.00	18,730,700	1,810.50	17,561,850	1.18
22	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	3,300	5,330.00	17,589,000	5,240.00	17,292,000	1.16
23	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	7,200	2,386.00	17,179,200	2,365.50	17,031,600	1.15
24	日本	株式	東京鐵鋼	鉄鋼	8,900	1,731.00	15,405,900	1,910.00	16,999,000	1.14
25	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	5,000	3,409.00	17,045,000	3,390.00	16,950,000	1.14
26	日本	株式	東レ	繊維製品	33,700	500.40	16,863,480	470.40	15,852,480	1.07
27	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	8,000	2,006.00	16,048,000	1,970.00	15,760,000	1.06
28	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	6,400	2,534.50	16,220,800	2,435.00	15,584,000	1.05
29	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	2,900	5,192.00	15,056,800	5,318.00	15,422,200	1.04
30	日本	株式	パナソニック	電気機器	15,300	888.70	13,597,110	960.70	14,698,710	0.99

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	2.25
		食料品	4.15
		繊維製品	1.07
		パルプ・紙	0.23
		化学	6.38
		医薬品	6.43
		石油・石炭製品	0.28
		ゴム製品	1.47
		ガラス・土石製品	0.32
		鉄鋼	3.19
		非鉄金属	0.59
		金属製品	0.39
		機械	6.13
		電気機器	4.21
		輸送用機器	4.18
		精密機器	10.42
		その他製品	1.45
		電気・ガス業	1.65
		陸運業	0.62
		空運業	0.90
		情報・通信業	3.80

		卸売業	2.06
		小売業	22.25
		銀行業	4.38
		保険業	0.96
		その他金融業	1.06
		不動産業	3.44
		サービス業	1.61
合 計			95.99

②【投資不動産物件】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

該当事項はありません。

（参考）グローバル債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）茨城・栃木株式マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

該当事項はありません。

（参考）グローバル債券マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	日本	大阪取引所	長期国債先物 (6%、10年)(2020 年12月限)	売建	3	日本円	455,880,000	455,880,000	455,640,000	455,640,000	△4.92
	アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(2年) (2020年12月限)	買建	44	米ドル	9,716,093.64	1,016,303,395	9,717,125	1,016,411,275	10.99
	アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-ULTRA先物(2020 年12月限)	売建	1	米ドル	216,937.5	22,691,661	215,531.25	22,544,568	△0.24
	アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(ULTRA 10年)(2020年12月 限)	買建	21	米ドル	3,306,703.23	345,881,159	3,310,125	346,239,075	3.74
	カナダ	モントリ オール取引 所	カナダ10年国債先 物(2020年12月限)	売建	7	カナダド ル	1,058,470	83,142,818	1,058,820	83,170,311	△0.89

ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	BUNDS先物(2020年 12月限)	売建	9	ユーロ	1,572,120	192,018,736	1,586,790	193,810,530	△2.09
ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	SCHATZ先物(2020 年12月限)	買建	80	ユーロ	8,985,200	1,097,452,328	8,998,800	1,099,113,432	11.88
オーストラリア	シドニー先物取引所	オーストラリア10 年国債先物(2020 年12月限)	売建	16	豪ドル	2,384,235.06	175,408,171	2,395,139.52	176,210,413	△1.90
イギリス	ロンドン国際金融先物 オプション取引所	GILT先物(2020年 12月限)	売建	11	英ポンド	1,490,500	201,590,124	1,497,870	202,586,917	△2.19

（参考）茨城・栃木株式マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

2020年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2018年10月10日)	10,127	10,137	1.0273	1.0283
第3計算期間	(2019年10月10日)	7,494	7,501	1.0387	1.0397
第4計算期間	(2020年10月12日)	5,279	5,284	1.0609	1.0619
	2019年10月末日	7,355	—	1.0509	—
	11月末日	6,874	—	1.0564	—
	12月末日	6,514	—	1.0552	—
	2020年 1月末日	6,310	—	1.0504	—
	2月末日	5,913	—	1.0123	—
	3月末日	5,682	—	0.9808	—
	4月末日	5,747	—	0.9958	—
	5月末日	5,893	—	1.0299	—
	6月末日	5,696	—	1.0312	—
	7月末日	5,478	—	1.0222	—
	8月末日	5,484	—	1.0484	—
	9月末日	5,313	—	1.0545	—
	10月末日	5,034	—	1.0500	—

②【分配の推移】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2017年10月11日～2018年10月10日	0.0010円
第3計算期間	2018年10月11日～2019年10月10日	0.0010円
第4計算期間	2019年10月11日～2020年10月12日	0.0010円

③【収益率の推移】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

	計算期間	収益率
第2計算期間	2017年10月11日～2018年10月10日	△1.0%
第3計算期間	2018年10月11日～2019年10月10日	1.2%
第4計算期間	2019年10月11日～2020年10月12日	2.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2017年10月11日～2018年10月10日	—	4,298,588,451	9,857,903,246
第3計算期間	2018年10月11日～2019年10月10日	—	2,643,262,571	7,214,640,675
第4計算期間	2019年10月11日～2020年10月12日	—	2,238,624,559	4,976,016,116

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

- ・2016年10月3日から2016年11月21日までの各営業日に、受益権の募集が行なわれました。

ファンドの運用開始日は2016年11月22日です。

- ・取得申込みの受付けについては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1口以上で販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）とします。
- ・受益権の販売価額は、1口当たり1円とします。

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・受益者は、受益権を、1口以上で販売会社が定める単位で換金できます。
- ・換金価額は、換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しく

くは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2021年10月12日までとします(2016年11月22日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎年10月11日から翌年10月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

- （i）委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ii）委託者は、支払済みの分配金累計額を加算した基準価額（1万口当たりとします。）が運用の基本方針に定める一定水準以上となり安定運用に切り替えた場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項（i）」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- （ii）上記（i）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （iii）上記（i）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- （iv）上記（i）から（iii）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（i）から（iii）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- （v）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （vi）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（d）信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（c）運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

（d）信託約款の変更等

- （i）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- （ii）委託者は、上記（i）の事項（上記（i）の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （iii）上記（ii）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （iv）上記（ii）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- （v）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- （vi）上記（ii）から（v）までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （vii）上記（i）から（vi）の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（e）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（f）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- （i）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「（d）信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとしします。
- （ii）委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（g）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をす

ることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2019年10月11日から2020年10月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2019年10月10日現在)	第4期 (2020年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,518,770	46,460,338
親投資信託受益証券	7,463,880,089	5,257,874,151
未収入金	28,300,000	26,700,000
流動資産合計	7,558,698,859	5,331,034,489
資産合計	7,558,698,859	5,331,034,489
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,214,640	4,976,016
未払解約金	20,656,084	20,862,855
未払受託者報酬	2,013,677	1,430,808
未払委託者報酬	34,634,412	24,608,945
未払利息	31	25
その他未払費用	138,081	93,504
流動負債合計	64,656,925	51,972,153
負債合計	64,656,925	51,972,153
純資産の部		
元本等		
元本	7,214,640,675	4,976,016,116
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	279,401,259	303,046,220
元本等合計	7,494,041,934	5,279,062,336
純資産合計	7,494,041,934	5,279,062,336
負債純資産合計	7,558,698,859	5,331,034,489

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2018年10月11日 至 2019年10月10日	第4期 自 2019年10月11日 至 2020年10月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	174,699,390	193,394,062
営業収益合計	174,699,390	193,394,062
営業費用		
支払利息	43,662	14,823
受託者報酬	4,898,958	3,349,618
委託者報酬	84,262,016	57,613,286
その他費用	293,820	200,853
営業費用合計	89,498,456	61,178,580
営業利益又は営業損失（△）	85,200,934	132,215,482
経常利益又は経常損失（△）	85,200,934	132,215,482
当期純利益又は当期純損失（△）	85,200,934	132,215,482
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	269,264,591	279,401,259
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,849,626	103,594,505
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,849,626	103,594,505
分配金	7,214,640	4,976,016
期末剰余金又は期末欠損金（△）	279,401,259	303,046,220

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年10月11日から2020年10月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 2019年10月10日現在	第4期 2020年10月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,214,640,675口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,976,016,116口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0387円 (10,000口当たり純資産額) (10,387円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0609円 (10,000口当たり純資産額) (10,609円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 2018年10月11日 至 2019年10月10日	第4期 自 2019年10月11日 至 2020年10月12日																																																																								
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																																								
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当ファンドの配当等収益額</td><td>A</td><td>△43,662円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>186,352,552円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>C=A+B</td><td>186,308,890円</td></tr><tr><td>経費</td><td>D</td><td>89,454,794円</td></tr><tr><td>差引配当等収益額</td><td>E=C-D</td><td>96,854,096円</td></tr><tr><td>当ファンドの当期末残存受益 権口数</td><td>F</td><td>7,214,640,675口</td></tr><tr><td>当ファンドの期中平均残存受 益権口数</td><td>G</td><td>8,744,082,772口</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>$H=E \times F / G$</td><td>79,913,184円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配可能額</td><td>$I=H / F \times 10,000$</td><td>110円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配額</td><td>J</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>$K=F \times J / 10,000$</td><td>7,214,640円</td></tr></table>	項目			当ファンドの配当等収益額	A	△43,662円	親ファンドの配当等収益額	B	186,352,552円	配当等収益合計額	C=A+B	186,308,890円	経費	D	89,454,794円	差引配当等収益額	E=C-D	96,854,096円	当ファンドの当期末残存受益 権口数	F	7,214,640,675口	当ファンドの期中平均残存受 益権口数	G	8,744,082,772口	分配可能額	$H=E \times F / G$	79,913,184円	10,000口当たり分配可能額	$I=H / F \times 10,000$	110円	10,000口当たり分配額	J	10円	収益分配金金額	$K=F \times J / 10,000$	7,214,640円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当ファンドの配当等収益額</td><td>A</td><td>△14,823円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>106,563,458円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>C=A+B</td><td>106,548,635円</td></tr><tr><td>経費</td><td>D</td><td>61,163,757円</td></tr><tr><td>差引配当等収益額</td><td>E=C-D</td><td>45,384,878円</td></tr><tr><td>当ファンドの当期末残存受益 権口数</td><td>F</td><td>4,976,016,116口</td></tr><tr><td>当ファンドの期中平均残存受 益権口数</td><td>G</td><td>5,765,013,389口</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>$H=E \times F / G$</td><td>39,173,522円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配可能額</td><td>$I=H / F \times 10,000$</td><td>78円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配額</td><td>J</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>$K=F \times J / 10,000$</td><td>4,976,016円</td></tr></table>	項目			当ファンドの配当等収益額	A	△14,823円	親ファンドの配当等収益額	B	106,563,458円	配当等収益合計額	C=A+B	106,548,635円	経費	D	61,163,757円	差引配当等収益額	E=C-D	45,384,878円	当ファンドの当期末残存受益 権口数	F	4,976,016,116口	当ファンドの期中平均残存受 益権口数	G	5,765,013,389口	分配可能額	$H=E \times F / G$	39,173,522円	10,000口当たり分配可能額	$I=H / F \times 10,000$	78円	10,000口当たり分配額	J	10円	収益分配金金額	$K=F \times J / 10,000$	4,976,016円
項目																																																																									
当ファンドの配当等収益額	A	△43,662円																																																																							
親ファンドの配当等収益額	B	186,352,552円																																																																							
配当等収益合計額	C=A+B	186,308,890円																																																																							
経費	D	89,454,794円																																																																							
差引配当等収益額	E=C-D	96,854,096円																																																																							
当ファンドの当期末残存受益 権口数	F	7,214,640,675口																																																																							
当ファンドの期中平均残存受 益権口数	G	8,744,082,772口																																																																							
分配可能額	$H=E \times F / G$	79,913,184円																																																																							
10,000口当たり分配可能額	$I=H / F \times 10,000$	110円																																																																							
10,000口当たり分配額	J	10円																																																																							
収益分配金金額	$K=F \times J / 10,000$	7,214,640円																																																																							
項目																																																																									
当ファンドの配当等収益額	A	△14,823円																																																																							
親ファンドの配当等収益額	B	106,563,458円																																																																							
配当等収益合計額	C=A+B	106,548,635円																																																																							
経費	D	61,163,757円																																																																							
差引配当等収益額	E=C-D	45,384,878円																																																																							
当ファンドの当期末残存受益 権口数	F	4,976,016,116口																																																																							
当ファンドの期中平均残存受 益権口数	G	5,765,013,389口																																																																							
分配可能額	$H=E \times F / G$	39,173,522円																																																																							
10,000口当たり分配可能額	$I=H / F \times 10,000$	78円																																																																							
10,000口当たり分配額	J	10円																																																																							
収益分配金金額	$K=F \times J / 10,000$	4,976,016円																																																																							

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第3期 自 2018年10月11日 至 2019年10月10日	第4期 自 2019年10月11日 至 2020年10月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第3期 2019年10月10日現在	第4期 2020年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2018年10月11日 至 2019年10月10日	第4期 自 2019年10月11日 至 2020年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第3期 自 2018年10月11日 至 2019年10月10日	第4期 自 2019年10月11日 至 2020年10月12日
設定年月日 2016年11月22日 設定元本額 20,275,415,700円 期首元本額 9,857,903,246円 元本残存率 35.58%	設定年月日 2016年11月22日 設定元本額 20,275,415,700円 期首元本額 7,214,640,675円 元本残存率 24.54%

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期 自 2018年10月11日 至 2019年10月10日	第4期 自 2019年10月11日 至 2020年10月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	64,544,040	25,373,863
合計	64,544,040	25,373,863

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年10月12日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2020年10月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	グローバル債券マザーファンド	3,494,575,355	3,692,018,862	
		茨城・栃木株式マザーファンド	1,311,985,999	1,565,855,289	
	小計	銘柄数：2	4,806,561,354	5,257,874,151	
		組入時価比率：99.6%		100.0%	
合計				5,257,874,151	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「グローバル債券マザーファンド」および「茨城・栃木株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

グローバル債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2020年10月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	19,212,717
コール・ローン	676,457,189
国債証券	5,039,998,934
地方債証券	837,145,354
特殊債券	2,444,316,194
派生商品評価勘定	62,657,477
未収利息	31,554,859
前払費用	6,973,892
差入委託証拠金	91,918,418
流動資産合計	9,210,235,034
資産合計	
9,210,235,034	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,325,659
未払解約金	32,500,000
未払利息	370
流動負債合計	37,826,029

(2020年10月12日現在)

負債合計	37,826,029
純資産の部	
元本等	
元本	8,681,499,882
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	490,909,123
元本等合計	9,172,409,005
純資産合計	9,172,409,005
負債純資産合計	9,210,235,034

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(貸借対照表に関する注記)

2020年10月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0565円
(10,000口当たり純資産額)	(10,565円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年10月11日 至 2020年10月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年10月12日現在	
期首	2019年10月11日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	11,919,936,838円
同期中における追加設定元本額	4,795,076,129円
同期中における一部解約元本額	8,033,513,085円
期末元本額	8,681,499,882円
期末元本額の内訳＊	
先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド	3,494,575,355円
野村ワールドボンド・ファンド	3,003,783,166円
ストップライン付き野村ワールドボンド・ファンド	2,183,141,361円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年10月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年10月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（１０年）第３４６回	230,000,000	232,902,600	
		国庫債券 利付（１０年）第３５２回	70,000,000	70,892,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１３４回	120,000,000	143,139,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１４４回	55,000,000	64,140,450	
		国庫債券 利付（２０年）第１５３回	140,000,000	161,163,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１５４回	90,000,000	102,384,900	
		国庫債券 利付（２０年）第１５７回	160,000,000	157,838,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１５９回	65,000,000	68,010,150	
		メキシコ合衆国 第２２回円貨社債（２０１６）	300,000,000	299,463,000	
		ハンガリー円貨債券（２０１８）第６回	300,000,000	300,045,000	
	小計	銘柄数：10	1,530,000,000	1,599,980,400	

	組入時価比率：17.4%		19.2%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	54,000,000.00	55,467,720.00	
小計	銘柄数：1	54,000,000.00	55,467,720.00	
			(276,783,922)	
	組入時価比率：3.0%		3.3%	
ユーロ	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,500,000.00	2,531,000.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	2,718,860.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	546,680.75	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,558,250.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,500,000.00	3,619,140.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,013,100.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	507,250.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,298,760.00	
小計	銘柄数：8	13,700,000.00	14,793,040.75	
			(1,845,875,624)	
	組入時価比率：20.1%		22.2%	
英ポンド	UK TSY 0 5/8% 2050	500,000.00	471,050.00	
小計	銘柄数：1	500,000.00	471,050.00	
			(64,830,611)	
	組入時価比率：0.7%		0.8%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	21,000,000.00	22,964,550.00	
小計	銘柄数：1	21,000,000.00	22,964,550.00	
			(265,240,552)	
	組入時価比率：2.9%		3.2%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	12,959,146.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,700,000.00	8,701,000.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,200,000.00	4,711,560.00	
小計	銘柄数：3	23,900,000.00	26,371,706.80	
			(736,034,336)	
	組入時価比率：8.0%		8.8%	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,200,000.00	1,241,112.96	
小計	銘柄数：1	1,200,000.00	1,241,112.96	
			(87,250,241)	
	組入時価比率：1.0%		1.0%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,800,000.00	2,103,145.02	

	小計	銘柄数：1	1,800,000.00	2,103,145.02	
		組入時価比率：1.8%		(164,003,248)	2.0%
	合計			5,039,998,934	(3,440,018,534)
地方債証券	カナダドル	ONTARIO (PROVINCE OF)	3,500,000.00	3,732,505.00	
		PROVINCE OF ALBERTA	2,000,000.00	2,249,200.00	
		PROVINCE OF ALBERTA	1,600,000.00	1,680,048.00	
		PROVINCE OF QUEBEC	2,500,000.00	2,745,325.00	
	小計	銘柄数：4	9,600,000.00	10,407,078.00	
		組入時価比率：9.1%		(837,145,354)	10.1%
	合計			837,145,354	(837,145,354)
特殊債券	米ドル	DEVELOPMENT BK OF JAPAN	2,100,000.00	2,184,945.00	
	小計	銘柄数：1	2,100,000.00	2,184,945.00	
		組入時価比率：2.5%		(230,861,288)	2.8%
	ユーロ	AGENCE FRANCAISE DEVELOP	1,300,000.00	1,343,166.50	
		BPIFRANCE FINANCEMENT SA	2,100,000.00	2,131,859.10	
	小計	銘柄数：2	3,400,000.00	3,475,025.60	
		組入時価比率：4.7%		(433,613,694)	5.2%
	スウェーデンク ローナ	AFRICAN DEVELOPMENT BANK	25,000,000.00	25,199,500.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK	13,000,000.00	13,650,650.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK	8,000,000.00	8,724,000.00	
		KOMMUNINVEST I SVERIGE	15,000,000.00	15,637,725.00	
	小計	銘柄数：4	61,000,000.00	63,211,875.00	
		組入時価比率：8.3%		(758,542,500)	9.1%
	豪ドル	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	2,000,000.00	2,339,927.80	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK	2,500,000.00	2,852,775.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK	4,000,000.00	4,631,588.80	
		KOMMUNALBANKEN AS	2,800,000.00	3,086,384.00	
		QUEENSLAND TREASURY CORP	400,000.00	486,920.00	
	小計	銘柄数：5	11,700,000.00	13,397,595.60	

			(1,021,298,712)	
		組入時価比率：11.1%	12.3%	
	合計		2,444,316,194	
			(2,444,316,194)	
	合計		8,321,460,482	
			(6,721,480,082)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年10月12日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
買建	2,479,346,313	—	2,479,197,110	△149,203
売建	1,117,683,445	—	1,113,982,775	3,697,370
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	6,712,311,651	—	6,658,528,000	53,783,651
米ドル	1,186,455,269	—	1,180,110,500	6,344,769
カナダドル	850,726,800	—	844,515,000	6,211,800
メキシコペソ	134,271,500	—	136,950,000	△2,678,500
ユーロ	1,662,016,520	—	1,653,467,500	8,549,020
英ポンド	75,421,584	—	74,314,800	1,106,784
スウェーデンクローナ	762,246,450	—	756,000,000	6,246,450
ノルウェークローネ	183,901,300	—	178,870,000	5,031,300
ズロチ	653,524,076	—	644,490,000	9,034,076
豪ドル	1,039,873,990	—	1,025,293,500	14,580,490
シンガポールドル	163,874,162	—	164,516,700	△642,538
合計	—	—	—	57,331,818

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

茨城・栃木株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2020年10月12日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	16,909,825
株式	1,535,002,780
未収入金	25,374,494
未収配当金	11,721,186
流動資産合計	1,589,008,285
資産合計	1,589,008,285
負債の部	
流動負債	
未払解約金	23,200,000
未払利息	9
流動負債合計	23,200,009
負債合計	23,200,009
純資産の部	
元本等	
元本	1,311,985,999
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	253,822,277
元本等合計	1,565,808,276
純資産合計	1,565,808,276
負債純資産合計	1,589,008,285

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2020年10月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1935円
(10,000口当たり純資産額)	(11,935円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年10月11日 至 2020年10月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年10月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年10月12日現在	
期首	2019年10月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,981,394,314円
同期中における追加設定元本額	377,486,287円
同期中における一部解約元本額	1,046,894,602円
期末元本額	1,311,985,999円
期末元本額の内訳＊	
先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド	1,311,985,999円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年10月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	大成建設	3,200	3,580.00	11,456,000	
		大林組	4,300	942.00	4,050,600	
		鹿島建設	4,400	1,231.00	5,416,400	
		大東建託	500	9,504.00	4,752,000	
		大和ハウス工業	3,000	2,895.00	8,685,000	
		暁飯島工業	5,600	1,524.00	8,534,400	
		日清製粉グループ本社	3,300	1,684.00	5,557,200	
		カルビー	2,900	3,365.00	9,758,500	
		ヤクルト本社	800	5,380.00	4,304,000	
		明治ホールディングス	1,000	7,660.00	7,660,000	

滝沢ハム	1,200	2,910.00	3,492,000	
麒麟ホールディングス	5,900	1,987.50	11,726,250	
キューピー	1,900	2,285.00	4,341,500	
日本たばこ産業	8,000	2,006.00	16,048,000	
仙波糖化工業	8,300	642.00	5,328,600	
東レ	33,700	500.40	16,863,480	
王子ホールディングス	7,900	481.00	3,799,900	
クラレ	5,500	1,050.00	5,775,000	
旭化成	5,700	938.50	5,349,450	
住友化学	17,800	365.00	6,497,000	
東ソー	2,600	1,695.00	4,407,000	
信越化学工業	1,300	14,110.00	18,343,000	
エア・ウォーター	2,500	1,511.00	3,777,500	
三菱瓦斯化学	2,500	1,993.00	4,982,500	
三菱ケミカルホールディングス	4,900	616.00	3,018,400	
積水化学工業	2,700	1,763.00	4,760,100	
花王	3,400	7,785.00	26,469,000	
D I C	1,400	2,677.00	3,747,800	
富士フイルムホールディングス	2,900	5,192.00	15,056,800	
協和キリン	2,100	2,768.00	5,812,800	
アステラス製薬	15,600	1,497.00	23,353,200	
日本新薬	1,000	8,070.00	8,070,000	
小野薬品工業	6,100	3,342.00	20,386,200	
久光製薬	2,900	5,270.00	15,283,000	
栄研化学	11,000	2,398.00	26,378,000	
大塚ホールディングス	1,400	4,234.00	5,927,600	
ENEOSホールディングス	11,900	385.80	4,591,020	
横浜ゴム	3,300	1,476.00	4,870,800	
ブリヂストン	5,000	3,409.00	17,045,000	
A G C	1,500	3,105.00	4,657,500	
T O T O	1,000	4,860.00	4,860,000	
日本製鉄	13,900	1,081.00	15,025,900	
ジェイ エフ イー ホールディングス	10,600	773.00	8,193,800	
東京鐵鋼	8,900	1,731.00	15,405,900	
日立金属	4,200	1,608.00	6,753,600	
シンニッタン	43,800	220.00	9,636,000	
三菱マテリアル	1,900	2,040.00	3,876,000	
住友電気工業	4,500	1,189.50	5,352,750	
L I X I Lグループ	2,600	2,209.00	5,743,400	
アマダ	6,000	977.00	5,862,000	
レオン自動機	27,700	1,086.00	30,082,200	
小松製作所	11,500	2,456.50	28,249,750	

日立建機	1,400	3,665.00	5,131,000	
クボタ	9,700	1,931.00	18,730,700	
ジェイテクト	5,100	851.00	4,340,100	
三菱重工業	2,300	2,291.00	5,269,300	
日立製作所	3,000	3,592.00	10,776,000	
パナソニック	15,300	888.70	13,597,110	
ファナック	900	20,075.00	18,067,500	
浜松ホトニクス	3,300	5,330.00	17,589,000	
いすゞ自動車	15,600	955.20	14,901,120	
日野自動車	7,500	778.00	5,835,000	
ムロコーポレーション	3,600	1,044.00	3,758,400	
本田技研工業	6,400	2,534.50	16,220,800	
タツミ	29,200	350.00	10,220,000	
S U B A R U	9,600	2,091.50	20,078,400	
助川電気工業	12,000	637.00	7,644,000	
ナカニシ	33,800	1,890.00	63,882,000	
マニー	1,000	2,725.00	2,725,000	
C Y B E R D Y N E	121,800	664.00	80,875,200	
凸版印刷	2,300	1,427.00	3,282,100	
ピジョン	3,700	4,965.00	18,370,500	
日本アイ・エス・ケイ	4,400	1,102.00	4,848,800	
電源開発	5,300	1,543.00	8,177,900	
東京瓦斯	7,200	2,386.00	17,179,200	
東日本旅客鉄道	1,700	6,374.00	10,835,800	
日本航空	7,400	2,028.00	15,007,200	
ティビィシー・スキヤット	3,900	1,495.00	5,830,500	
エヌ・ティ・ティ・データ	4,400	1,332.00	5,860,800	
T K C	7,700	6,930.00	53,361,000	
メディパルホールディングス	2,000	2,057.00	4,114,000	
豊田通商	4,800	3,015.00	14,472,000	
三井物産	7,500	1,832.50	13,743,750	
藤井産業	2,200	1,461.00	3,214,200	
カワチ薬品	13,800	2,808.00	38,750,400	
アダストリア	38,200	1,553.00	59,324,600	
ホリイフードサービス	5,800	494.00	2,865,200	
ジョイフル本田	36,900	1,609.00	59,372,100	
フライングガーデン	1,900	1,235.00	2,346,500	
ワンダーコーポレーション	9,600	623.00	5,980,800	
セブン&アイ・ホールディングス	2,200	3,528.00	7,761,600	
J M ホールディングス	100	2,611.00	261,100	
ライトオン	23,400	606.00	14,180,400	
コジマ	59,400	636.00	37,778,400	

	ケーズホールディングス	47,800	1,442.00	68,927,600	
	元気寿司	11,900	2,435.00	28,976,500	
	カンセキ	3,400	3,285.00	11,169,000	
	めぶきフィナンシャルグループ	242,300	221.00	53,548,300	
	筑波銀行	40,600	199.00	8,079,400	
	栃木銀行	39,600	183.00	7,246,800	
	SOMPOホールディングス	1,200	3,756.00	4,507,200	
	T&Dホールディングス	13,700	1,088.00	14,905,600	
	オリックス	6,000	1,375.50	8,253,000	
	三菱UFJリース	19,300	481.00	9,283,300	
	ヒューリック	9,000	1,033.00	9,297,000	
	東急不動産ホールディングス	8,200	494.00	4,050,800	
	香陵住販	1,900	1,494.00	2,838,600	
	パーク24	5,200	1,685.00	8,762,000	
	三井不動産	4,200	1,889.50	7,935,900	
	三菱地所	7,000	1,623.50	11,364,500	
	住友不動産	3,300	2,981.00	9,837,300	
	グランディハウス	8,400	400.00	3,360,000	
	総合警備保障	800	5,100.00	4,080,000	
	楽天	8,200	1,232.00	10,102,400	
	リログループ	4,700	2,669.00	12,544,300	
	小計 銘柄数：115 組入時価比率：98.0%			1,535,002,780	
				100.0%	
	合計			1,535,002,780	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年10月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンド

2020年10月30日現在

I 資産総額	5,079,705,850円
II 負債総額	45,224,837円
III 純資産総額（I－II）	5,034,481,013円
IV 発行済口数	4,794,700,199口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0500円

（参考）グローバル債券マザーファンド

2020年10月30日現在

I 資産総額	16,034,998,502円
II 負債総額	6,790,694,666円
III 純資産総額（I－II）	9,244,303,836円
IV 発行済口数	8,761,030,463口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0552円

（参考）茨城・栃木株式マザーファンド

2020年10月30日現在

I 資産総額	1,480,944,293円
II 負債総額	1,200,035円
III 純資産総額（I－II）	1,479,744,258円
IV 発行済口数	1,278,127,718口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1577円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券か

ら記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年11月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

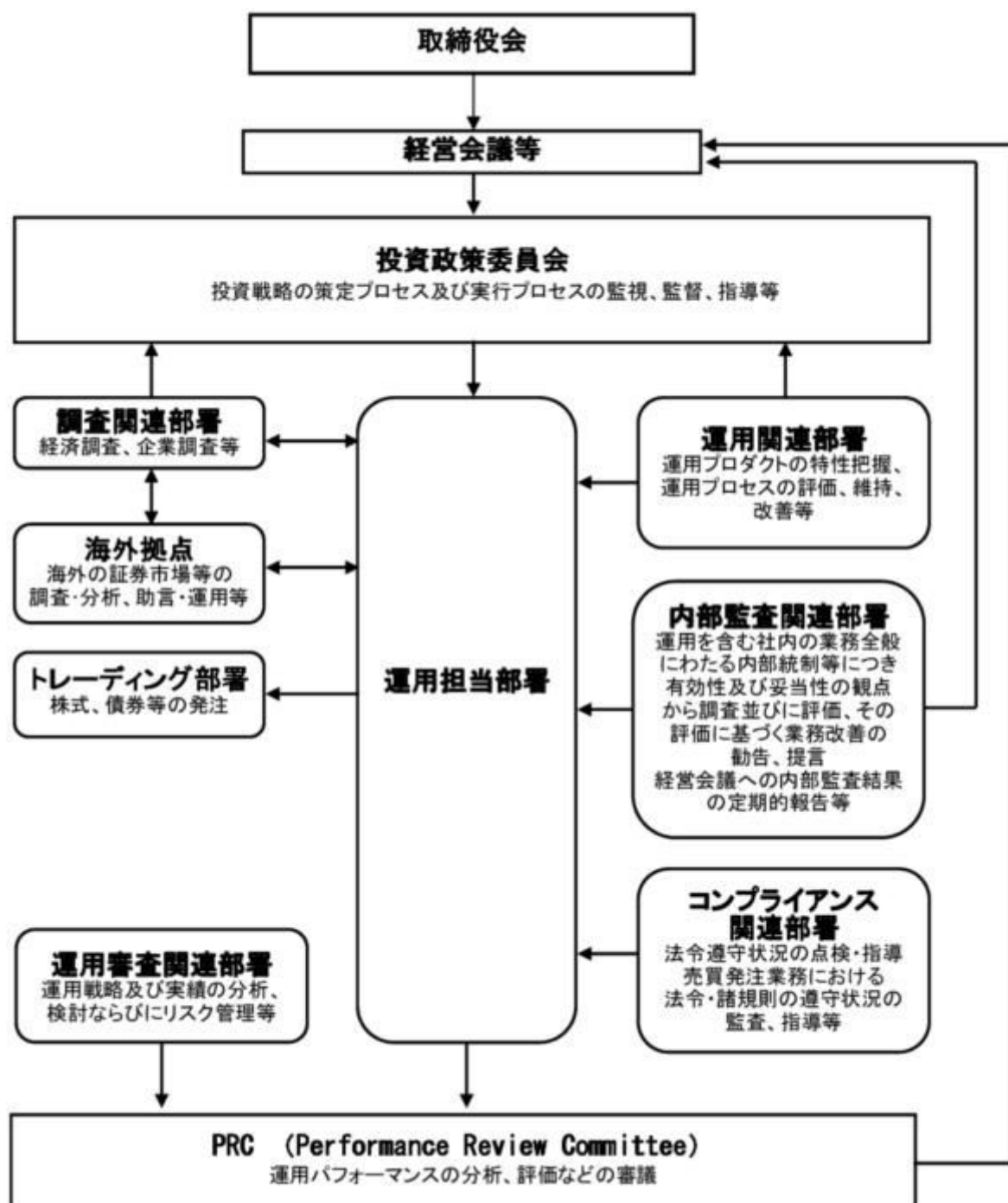
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年10月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	996	30,938,603
単位型株式投資信託	189	817,006
追加型公社債投資信託	14	5,731,753
単位型公社債投資信託	476	1,633,268
合計	1,675	39,120,629

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,562		2,626
金銭の信託			45,493		41,524
有価証券			19,900		24,399
前払費用			27		106
未収入金			500		522
未収委託者報酬			25,246		23,936
未収運用受託報酬			5,933		4,336
その他			269		71
貸倒引当金			△15		△14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	※ 2	320		295	
器具備品	※ 2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	

投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		△0	
投資損失引当金		△707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	※ 1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10

純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		119,196	115,736
運用受託報酬		21,440	17,170
その他営業収益		355	340
営業収益計		140,992	133,247
営業費用			
支払手数料		42,675	39,435
広告宣伝費		1,210	1,006
公告費		0	-
調査費		30,082	26,833
調査費		5,998	5,696
委託調査費		24,083	21,136
委託計算費		1,311	1,342
営業雑経費		5,435	5,823
通信費		92	75
印刷費		970	958
協会費		86	92
諸経費		4,286	4,696
営業費用計		80,715	74,440
一般管理費			
給料		11,113	11,418
役員報酬		379	109
給料・手当		7,067	7,173
賞与		3,666	4,134
交際費		107	86
旅費交通費		514	391
租税公課		1,048	1,029
不動産賃借料		1,223	1,227
退職給付費用		1,474	1,486
固定資産減価償却費		2,835	2,348
諸経費		10,115	10,067
一般管理費計		28,433	28,055
営業利益		31,843	30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	※ 1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	※ 3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	※ 2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		△34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826

当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,653	△1,653	△1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			△25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	△1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。								

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円

※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 736百万円	建物 761百万円
器具備品 3,106	器具備品 2,347
合計 3,842	合計 3,109

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
※ 2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	※ 2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日
効力発生日 2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒

されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	△666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	△17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	△4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	△1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	△35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)		当事業年度末 (2020年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	△1,295	評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
タックスヘイブン税制	タックスヘイブン税制
外国税額控除	外国税額控除
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
31.0%	31.0%
0.1%	0.0%
△5.6%	△4.4%
2.6%	2.6%
△0.6%	△0.7%
0.3%	0.2%
1.3%	0.4%
29.1%	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入 (*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,882円89銭	1株当たり純資産額	16,557円31銭
1株当たり当期純利益	4,984円30銭	1株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2020年10月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
めぶき証券株式会社	3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社足利銀行 株式会社常陽銀行	135,000百万円 85,113百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

*2020年10月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年12月25日	有価証券報告書
2020年 6月29日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンドの2019年10月11日から2020年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国債券・茨城栃木関連株式バランスファンドの2020年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。